（調査の期日）

第三条　工業調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年六月一日現在によって行う。

第四条　［略］

2　前項ただし書に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により工業調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。

（調査票の様式）

第七条　甲調査及び乙調査は、それぞれ総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。

2　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（報告義務）

第八条　第四条に規定する事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、第五条の区分に従い、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。ただし、二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定した企業（以下「本社一括調査企業」という。）に属する事業所にあっては、本社一括調査企業を代表する者（以下「本社一括調査企業の報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。

（準備調査）

第九条　都道府県知事は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第十七条第一項に規定する工業調査員に準備調査を行わせ、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）一部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。ただし、指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）については経済産業大臣が準備調査名簿を作成するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（調査の方法）

第十条　工業調査は、第十七条第一項に規定する工業調査員が報告義務者に配布する調査票によって行う。ただし、指定地域内にある事業所（本社一括調査企業に属する事業所及び国直送調査事業所（二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体の事業所のうち本社一括調査企業に属する事業所を除いたものをいう。以下同じ。）を除く。）、本社一括調査企業に属する事業所又は国直送調査事業所に対する調査は、経済産業大臣がそれぞれ指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者又は国直送調査事業所の報告義務者に配布する調査票によって行う。

2　報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

（調査票の提出）

第十一条　報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、一部を市町村長の定める日までに第十七条第一項に規定する工業調査員に提出しなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

［2　略］

（調査の期日）

第三条　工業調査は、経済センサス活動調査（経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省令第一号）第一条に規定するものをいう。）を実施する年を除き、毎年六月一日現在によって行う。

第四条　［同上］

2　前項ただし書に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により工業統計調査の実施が困難な地域として経済産業大臣の定める地域をいう。

（調査票の様式）

第七条　甲調査及び乙調査は、それぞれ経済産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。

2　経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（報告義務）

第八条　第四条に規定する事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）は、第五条の区分に従い、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。ただし、二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体のうち経済産業大臣が指定した企業（以下「本社一括調査企業」という。）に属する事業所にあっては、本社一括調査企業を代表する者（以下「本社一括調査企業の報告義務者」という。）が一括して報告しなければならない。

（準備調査）

第九条　都道府県知事は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第十七条第一項に規定する工業調査員に準備調査を行わせ、経済産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）一部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。ただし、指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）については経済産業大臣が準備調査名簿を作成するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（調査の方法）

第十条　工業調査は、第十七条第一項に規定する工業調査員が報告義務者に配布する調査票によって行う。ただし、指定地域内にある事業所（本社一括調査企業に属する事業所及び国直送調査事業所（二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体の事業所のうち本社一括調査企業に属する事業所を除いたものをいう。以下同じ。）を除く。）、本社一括調査企業に属する事業所又は国直送調査事業所に対する調査は、経済産業大臣がそれぞれ指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者又は国直送調査事業所の報告義務者に配布する調査票によって行う。

2　報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

（調査票の提出）

第十一条　報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、一部を市町村長の定める日までに第十七条第一項に規定する工業調査員に提出しなければならない。ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者、本社一括調査企業の報告義務者及び国直送調査事業所の報告義務者が調査票に所定の事項を記入し、記名して、経済産業大臣が定める日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

［2　同上］